

「教員からみた介護福祉士の養成について」

東京福祉専門学校介護福祉科
専任講師 白井孝子

現状からみた問題提起のまとめ

1 授業内容について

- 利用者の全体像を理解したうえで、介護過程を展開するための基礎的科目が必要ではないか。

2 実習について

- 施設・訪問介護実習先を確保するための具体的な方策が必要ではないか。
- 実習費の高騰を予防し、実習生受け入れのために介護福祉士養成校の優先権や補助金制度の導入等の方策が必要ではないか。
- 利用者の個人情報保護の観点を踏まえ、効果的な実習の方法を示していく必要があるのではないか。
- 実習施設の実習受入方針の差を解消するための具体的な方策が必要ではないか。
- 実習指導者数の確保が必要ではないか。
- 実習指導者養成の場を増やし、受けやすい研修体制の見直しを図る必要があるのではないか。
- 学生の実習巡回指導は、回数を問うのではなく、質の向上を図る必要があるのではないか。

3 教員資格要件について

- 介護福祉士資格取得者が教授可能な授業科目の拡大していく検討が必要ではないか。
- 介護福祉士教育において、例えば「医学一般」「精神保健」を教授するのは医師である要件が適切なのか等、現行の教員要件を検討する必要があるのではないか。
- 介護教員講習会の内容の充実を図るための検討が必要ではないか。

1 授業内容について

現 状

- ・ 利用者の全体像を理解したうえで、介護過程を展開させるための基礎的科目がない。

問題提起

- ・ 介護福祉士にとって利用者の全体像を理解し、介護過程を展開する力を持つことは重要であるため、基礎的科目として必要ではないか。

2 実習について

(1) 介護実習先（施設・在宅）の確保と実習時期、実習費に関して

現 状

- ・ 実習施設は、介護福祉士養成校以外に訪問介護員、教員養成等の実習を多く依頼されている。
- ・ 実習時期は重なることが多く、養成校側が科目履修内容に合わせた時期と考える実習時期に受け入れを希望しても、実際には、施設からは実習を受け入れることができないと断られる場合がある。
- ・ 実習施設側は、多数の実習依頼があるため、実習費の高い順から優先して受け入れる場合もある。
- ・ 現在、実習は施設中心に行われているが、介護保険では在宅中心の介護を進めていることから、訪問介護実習の充実を図りたいと考えている。しかしながら、特に、訪問介護実習では、個人情報保護法施行により、訪問先利用者の承諾が必要な状態にあり、実習先の確保は困難である。

問題提起

- ・ 今後の実習先（施設・在宅ともに）の確保に不安があるため、確保に向けた具体的な方策が必要ではないか。
- ・ 実習費の高騰は学費値上げにも関係する問題であるが、今後、受入先を確保していくためにやむを得ない場合も考えられる。実習生受け入れに対して、介護福祉士養成校に優先権や補助金制度の導入等を検討することはできないか。
- ・ 今後、利用者の個人情報をどのように保護しながら、どのように実習していくか、その方法を示していく必要があるのではないか。

(2) 実習施設の質について

現 状

- ・ 施設によって、実習生受け入れ方針に差がある。
- ・ 具体的には、実習生受け入れは職員不足を補うための戦力であると考えられる施設もある一方、後継者養成は施設の社会的責任であるという考え方の施設がある。したがって、施設の考え方によってその実習内容も異なり、実習後の学生の意識にも大きな差が生じている。
- ・ 養成校としては、実習施設の質の充実を求めたいが、実習先確保が困難な現状から、その質に関して要望をしていく際は弱い立場にならざるを得ない。

問題提起

- ・ 実習施設の実習の受入方針の差を解消するための具体的方策を検討する必要があるのではないか。

(3) 実習指導者について

現 状

- ・ 実習指導者は介護業務も実践している職員であるが、実際には、実習指導者は1名と限られており、実習指導者数の量的不足感がある。実際には、実習指導者以外の職員が実習指導に関わる場合も多い。
- ・ 実習指導者研修に参加できる職員数には限りがあり、実習指導者以外の職員から、実習指導を具体的にどのように行うのがよいのか、どこで学ぶのかと質問される場合も多い。
- ・ このような状況の中で、実習指導者と異なる指導が行われることが考えられ、学生がどのように実習に関わればよいか戸惑うという声も聞かれる。
- ・ 介護報酬改訂等により施設職員に余裕がない施設が多くなっており、実習施設からは指導時間を十分にとれないと言われる場合が多い。

問題提起

- ・ 実習指導者の量的充実を図る必要ではないか。
- ・ 実習指導者研修に参加しやすい体制づくりが必要ではないか。具体的な方策としては、施設と養成校が協力して実習指導者養成の場を多く開催していくことなどが考えられる。

(4) 巡回指導に関して

現 状

- ・ 学生は養成目標に沿った自己実習目標を立案し、実習に臨んでいる。
- ・ 1 施設の実習生数は、多くて 4 人。実習生は同じフロアで同じ実習時間帯に実習している状態ではない。
- ・ 実習形態としては通勤と宿泊の 2 種類がある。勤務形態は施設職員と同じ形態に沿っている。
- ・ 養成校教員による巡回指導では、実習生と面談（1 時間以内）が行われる。実習生は違うフロアにいることから、全員との面談の時間調整と時間確保は難しい。
- ・ 面談では、実習日誌による実習記録内容の確認と実習生からの実習内容の報告（言動の観察を含む）を受ける等が行われる。その際、実習指導者は同席する場合としない場合がある。
- ・ 教員は、面談を通じて、実習遂行における問題点はないか、学生が実習を受ける姿勢を持って実習に臨んでいるかどうかなどを把握し、学生と利用者の関わり方、目標達成のための具体的な方法などについて指導している。
- ・ 実習先が他府県に及ぶこと等から週 2 回の巡回指導は困難な現状にある。

問題提起

- ・ 巡回指導回数の緩和の検討が必要ではないか。
- ・ 実習指導の質に関しては、巡回指導のみでなく、帰校日を多く設定するなどの検討をおこない、質の向上を図る必要があるのではないか。

3 教員の資格要件に関して

(1) 介護福祉士が行う授業科目に関して

現 状

- ・ 介護福祉士がその豊富な現場体験を学生に教授できるのは、介護技術系及び実習科目に限られている。（科目：介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習、介護実習指導）

問題提起

- ・ 介護福祉士資格取得者が教授可能な授業科目の拡大していく検討が必要ではないか。
- ・ 各科目を連動させて授業内容を充実させるためには、教員要件として、現場経験が重要であることから、だれが教授するのがよいか検討が必要ではないか。

(2) 「医学一般」「精神保健」に関して

現 状

- ・ 医師の確保が困難である。
- ・ 介護福祉士に必要な「医学一般」「精神保健」の重要性を理解していない医師が多い。

問題提起

- ・ 介護福祉士教育において、医師による教授が適切なのか検討する必要があるのではないか。

(3) 介護教員講習会カリキュラムに関して資格取得における差に関して

現 状

- ・ 介護福祉士教育において、医師による教授が適切なのか検討する必要があるのではないか。
- ・ 介護福祉士資格取得方法には、多様な選択肢がある現状である。養成校出身教員は教育方法や指導方法を体験的に取得できているので、一定の質を確保できているが、一方、それ以外の教員の中には、自己研鑽の有無（根拠のある介護など）によって質の格差がある。

問題提起

- ・ 介護教員全体の質と量を向上させるためには、一定の質を担保できるよう介護教員養成の時間・内容の充実が必要ではないか。具体的には、専門科目を選択制で科目履修できる体制づくりが必要で、教員が学生にとって目指す目標となることができるようにしていくことが求められているのではないか。